

## 水質汚濁防止法に基づく特定施設を設置している事業者は

### 排水水の測定・記録・保存が必要です

2011(平成 23)年4月1日以降、水質汚濁防止法(以下「法」という。)に基づく特定施設の届出書に記載されている排水水の水質項目について、**1年に1回以上の測定**とその結果の**記録・保存(3年間)**が義務付けられました。(測定・記録・保存をしていない場合、罰則の対象となります。)

届出をしている項目について測定する必要がありますので、現行の届出内容を確認していただくとともに、その項目に過不足があれば、変更の届出をしてください。

なお、詳細については、裏面に記載の県民事務所、市役所等にお問合せください。

- 本規定の対象となる事業場 : 法の特定施設がある事業場のうち、排水基準が適用される事業場
- 測定する必要がある項目 : 排水基準が適用される項目のうち、法様式第1別紙4(排水水の汚染状態及び量)に記載した項目
- 測定回数等 : 排水口ごとに年1回以上測定し、所定の様式に記録し、3年間保存(ただし、雨水専用排水口は除く)
- 罰則の内容 : 測定結果の記録・保存がされていない場合、または虚偽の記録をした場合、30万円以下の罰金

<参考>

| 工場又は事業場における施設番号              |                        | 排水水の汚染状態及び量 |         |           |         |
|------------------------------|------------------------|-------------|---------|-----------|---------|
|                              |                        | No. 1 排水口   |         | No. 2 排水口 |         |
| 排水水の汚染状態                     | 種類・項目                  | 通常          | 最大      | 通常        | 最大      |
|                              | <i>pH</i>              | 6~8         | 6~8     | 6~8       | 6~8     |
|                              | <i>BOD</i>             | 15 mg/L     | 20 mg/L | 10 mg/L   | 15 mg/L |
|                              | <i>SS</i>              | 20          | 30      | 20        | 30      |
|                              | <i>T-N</i>             | 20          | 25      | 8         | 12      |
|                              | <i>T-P</i>             | 2           | 3       | 0.8       | 1.2     |
|                              | <i>Cr<sup>6+</sup></i> | ND          | 0.3     | -         | -       |
|                              | 四塩化炭素                  | ND          | 0.002   | -         | -       |
| 排水水の量<br>(m <sup>3</sup> /日) |                        | 通常          | 最大      | 通常        | 最大      |
|                              |                        | 210         | 250     | 10        | 20      |

排水基準が適用される項目について、測定する必要があります

水質汚濁防止法関係の届出・問合せ先

| 事業場等の所在地                                      |                 | 届出・問合せ先（住所、電話番号）  |
|---|-----------------|---|
| 豊川市、蒲郡市、田原市                                   |                 | 東三河総局県民環境部環境保全課<br>豊橋市八町通 5-4 0532-35-6112                |
| 新城市、設楽町、東栄町、豊根村                               |                 | 東三河総局新城設楽振興事務所環境保全課<br>新城市字石名号 20-1 0536-23-2117          |
| 犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、清須市、<br>北名古屋市、豊山町、大口町、扶桑町     |                 | 尾張県民事務所環境保全課<br>名古屋市中区三の丸 2-6-1<br>052-961-7254（環境保全第一 G） |
| 瀬戸市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、<br>長久手市、東郷町             |                 | 052-961-7255（環境保全第二 G）                                    |
| 津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、<br>蟹江町、飛島村               |                 | 海部県民事務所環境保全課<br>津島市西柳原町 1-14 0567-24-2131                 |
| 半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、<br>阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町 |                 | 知多県民事務所環境保全課<br>半田市出口町 1-36 0569-21-8111(代表)              |
| 西尾市、幸田町                                       |                 | 西三河県民事務所環境保全課<br>岡崎市明大寺本町 1-4<br>0564-27-2875（環境保全第一 G）   |
| 碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市                           |                 | 0564-27-2876（環境保全第二 G）                                    |
| みよし市  |                 | 西三河家民事務所豊田加茂環境保全課<br>豊田市元城町 4-45 0565-32-7494             |
| 名古屋市  | 千種区、昭和区、守山区、名東区 | 北東部公害対策担当（名東区役所 1 階）<br>名東区上社二丁目 50 番地 052-778-3108       |
|   | 東区、北区、西区、中村区、中区 | 北西部公害対策担当（西区役所 5 階）<br>西区花の木二丁目 18 番 1 号 052-523-4613     |
|   | 瑞穂区、南区、緑区、天白区   | 南東部公害対策担当（南区役所 2 階）<br>南区前浜通三丁目 10 番地 052-823-9422        |
|   | 熱田区、中川区、港区      | 南西部公害対策担当（港保健センター 3 階）<br>港区港栄二丁目 2 番 1 号 052-651-6493    |
| 豊橋市   |                 | 豊橋市役所（環境部環境保全課）<br>豊橋市今橋町 1 0532-51-2390                  |
| 岡崎市   |                 | 岡崎市役所（環境部環境保全課）<br>岡崎市十王町 2-9 0564-23-6194                |
| 一宮市   |                 | 一宮市役所（環境部環境保全課）<br>一宮市奥町字六丁山 8 番地 0586-45-7185            |
| 春日井市  |                 | 春日井市役所（環境部環境保全課）<br>春日井市鳥居松町 5-44 0568-85-6217            |
| 豊田市   |                 | 豊田市役所（環境部環境保全課）<br>豊田市西町 3-60 0565-34-6628                |

<作成> 愛知県環境局環境政策部水大気環境課 水・土壌規制グループ  
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号  
TEL 052-954-6222(ダイヤル) FAX 052-961-4025  
E-mail mizutaiki@pref.aichi.lg.jp  
Web <https://www.pref.aichi.jp/kankyo/mizutaiki/index.html>